

【介護予防・日常生活支援総合事業】

潟上市における他市町村に所在する事業所の 指定の方針について

他市町村に所在する事業所については、以下の条件を満たす場合に限り指定（指定更新）します。

- 施設所在地の総合事業の指定を受けている事業所
- 事業所運営規程、通常の事業の実施地域に潟上市が含まれている事業所
- 秋田市・男鹿市および南秋田郡に所在する事業所
- 本市被保険者（住所地特例対象者を除く）がすでに利用（利用予定）しており、継続利用が必要な場合
- 本市の同種のサービスにおいて、定員の空きがない等、サービス提供を受けることができない場合

○新規の場合は事前にご相談ください。

○上記の条件を満たさない場合で、特段の事情により指定（指定更新）が必要な場合は個別にご相談ください。

○他市町村に居住実態があり、自己都合により住所変更しておらず、他市町村に所在する事業所を利用したいという理由では指定（指定更新）を行いません。住所変更をすることによりサービス提供を受けることができます。特段の事情がある場合はご相談ください。